

別表第3（第10条関係）

公共施設等の名称	所管課
道路	土木課
水路	
調整池及び沈砂地	
公園、広場及び緑地	
上水道施設	上下水道課
下水道及び污水处理施設	
防火水槽及び消火栓	防災安全課
防犯灯	
ごみの集積所	環境課
集会施設	総務課及び地域振興課
文化財	文化振興課
【備考】 上記以外の事項については、別に協議するものとする。	